

「2021 就職応援フェア」にて 女性活躍推進法に基づく働きかけを企業に行いました！

令和3年10月27日



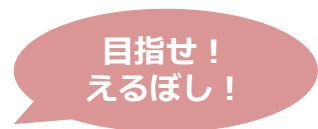
▲女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定概要について説明する雇用環境・均等室職員（左）



▲労働局の認定制度について説明し、取り組みを勧奨する雇用環境・均等室職員（左）



▲ハローワーク水戸・笠間・常陸大宮合同開催「2021 就職応援フェア」の会場の様子



「えるぼし」認定とは？
女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

茨城労働局 雇用環境・均等室では令和4年4月1日に常時雇用する労働者数101~300人企業（以下「対象企業」といいます。）が女性活躍推進法の対象となることから、この度ハローワークで実施した「2021 就職応援フェア」を活用し、対象企業に対して各種支援を活用することにより一般事業主行動計画（以下「行動計画」といいます。）の早期策定・届出を行うよう勧奨するとともに、認定を受けることによる企業のPR、優秀な人材の確保等のメリットについて併せて説明しました。

また、対象企業以下の企業規模であっても行動計画の策定・届出を行うだけで公共調達の優遇措置（加点の対象）となることから、主に建設業・警備業についても働きかけを実施しました。

雇用環境・均等室では各関係機関等と連携し、あらゆる機会を捉えた法の周知により履行確保に向けた取り組みを実施して参ります。

【働きかけに活用した資料】 ※クリックすると資料等が閲覧できます。

- 「予約制個別相談会」実施中！
- 女性活躍推進法に係る支援リーフレット
- 女性の活躍推進企業データベース
- 厚生労働省委託「2021年度 中小企業のための女性活躍推進事業」
～女性活躍推進アドバイザー派遣事業のご案内～
- 労働局内の認定制度についてのリーフレット